
鳴門市 公共施設個別施設計画

概要版

令和 3年 3月

鳴門市



目 次

第1章 公共施設個別施設計画について	1
1.1 目的及び計画の位置づけ	1
1.2 計画の位置づけ.....	1
1.3 計画対象期間	2
1.4 計画対象施設	2
1.5 個別施設計画の目指す方向性.....	3
1.6 公共施設整備の基本的な考え方	3
1.7 対策の優先順位.....	5
第2章 施設評価等	6
2.1 施設点検に基づく健全度判定.....	6
2.2 施設評価	7
第3章 個別施設計画	9
3.1 総合評価の結果.....	9
3.2 個別施設計画	16
第4章 更新等費用の試算	17
第5章 個別施設計画の推進に向けて	19

第1章 公共施設個別施設計画について

1.1 目的及び計画の位置づけ

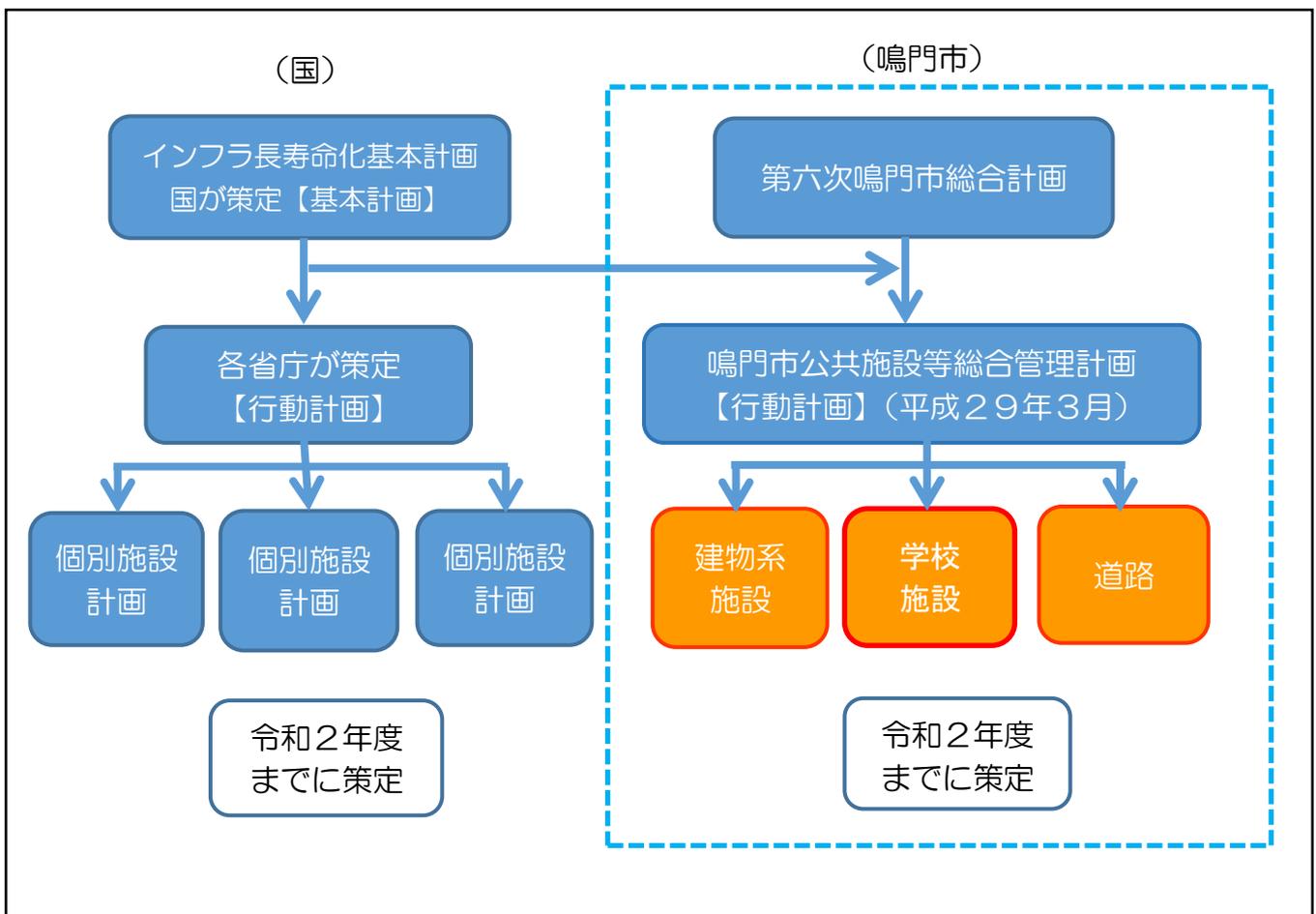
鳴門市公共施設個別施設計画（以下「本計画」という。）は、平成29年3月に策定した鳴門市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に示された公共施設等の総合的な管理に関する方針を踏まえ、個別に長寿命化計画を策定する学校施設や公営住宅等を除く建物系施設について、長寿命化によるもののほか、集約化や複合化、転用、廃止など施設の特性に応じた再編・保全に係る基本的な方向性を示す計画となります。

本計画は、公共施設等の老朽化が進む中、限られた財源で維持管理・更新等を適切に推進するとともに、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、財政負担の軽減・平準化とサービス水準の維持を両立させながら、公共施設の最適な配置を実現することを目的とします。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、総合管理計画を推進・実行するための計画であり、国のインフラ長寿命化基本計画において、地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づき定める「個別施設計画」に位置付けます。

図表 1.1 個別施設計画の位置づけ



1.3 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、令和13年度から令和38年度までの26年間の継続期間を設けます。この継続期間において、公共施設のマネジメント状況や財政状況、法令・制度などの変化を踏まえ、総合管理計画と個別施設計画との緊密な連携を図っていくこととします。

図表 1.2 計画対象期間

公共施設等 総合管理計画	H29～R38年度（2017～2056年度）			
	第1期計画：10年間	第2期計画：10年間	第3期計画：10年間	第4期計画：10年間
公共施設 個別施設計画	準備 期間	本計画期間 R3～R12年度年 (2021～2030年度)	総合管理計画と公共施設個別施設計画との緊密な連携を図る。 (継続期間)	

1.4 計画対象施設

本計画の対象施設は、総合管理計画における建物系施設から既に解体された施設や個別に長寿命化計画を策定する学校施設や公営住宅等を除いた233施設です。

図表 1.3 計画対象施設

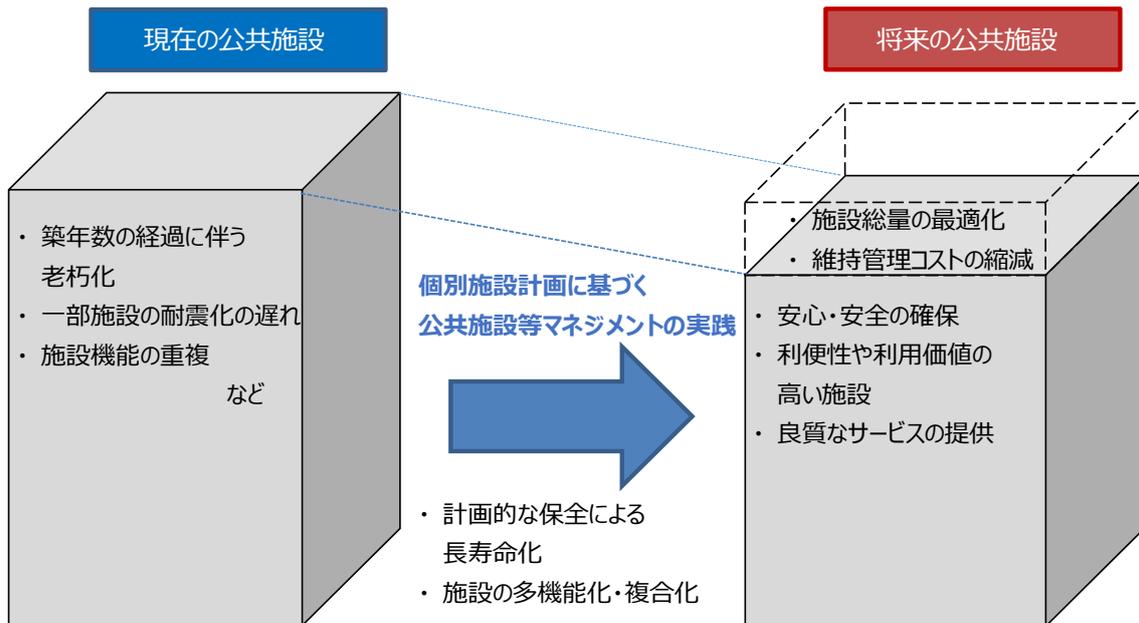
大分類	中分類	総延床面積 (㎡)	施設数
行政系施設	庁舎等	6,082.57	5
	消防施設	5,230.33	43
	その他行政系施設	449.83	1
市民文化系施設	集会施設	7,840.59	92
	文化施設	9,738.97	3
社会教育系施設	公民館	4,967.95	12
	図書館	2,839.31	1
	その他社会教育施設	1,065.98	3
保健・福祉施設	障がい福祉施設	419.54	1
	高齢福祉施設	874.30	3
	その他福祉施設	5,387.55	3
子育て支援施設	幼稚園・保育所施設	3,142.31	5
	幼児・児童施設	158.33	1
産業系施設	産業系施設	3,240.53	7
体育系施設	体育系施設	3,252.50	7
観光系施設	観光系施設	427.03	2
学校教育系施設	その他教育施設	210.00	1
その他	その他施設	1,535.16	17
	休止・廃止施設	16,599.75	23
モーターボート競走事業施設	モーターボート競走事業施設	14,705.59	3
合計		88,168.12	233

※ 総合管理計画策定後に建設・取得した施設についても本計画には含めず、令和3年度の総合管理計画に改定に合わせ、計画に反映することとします。

1.5 個別施設計画の目指す方向性

本計画では、総合管理計画で定めた方針に従い、公共施設を質と量の両面でもとらえ、最適化に取り組むことで、良質なサービスの提供と「まちづくり」の観点に立った公共施設全体の最適配置の実現を目指します。

図表 1.4 個別施設計画の目指す方向性



1.6 公共施設整備の基本的な考え方

(1) 計画的な改修による公共施設の長寿命化

本市では、厳しい財政状況の中、維持管理・更新等費用の削減や平準化を図るため、総合管理計画の長寿命化に関する実施方針に掲げる4つの要件すべてに該当する施設については、長寿命化を行います。また、長寿命化を行う場合は、建物の機能を適切な水準まで向上させ、長期間にわたり快適に施設を使用できるように配慮します。

以下に掲げる総合管理計画の長寿命化に関する4つの要件すべてに該当しない施設については、施設の状態に応じて建て替え、解体を行うものとします。

【総合管理計画の長寿命化に関する実施方針に掲げる4要件】

1. 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造を主たる構造とする施設
2. 耐震性能を有する施設、又は今後耐震改修を行う予定の施設
3. 施設の更新を視野に、継続的に保有し続ける予定の施設
4. 築後51年を超えない施設

(2) 事後保全型から予防保全型による維持管理

これまでの事後保全型の維持管理では、修繕周期が集中すると老朽化対策や施設水準の維持に対応できず、計画的な長寿命化が困難となる恐れがあります。建物の水準を適切に維持し、長期間使用するため、予防保全型の維持管理への転換を推進します。

そのため、適切な点検・調査等によって老朽化の状況を継続的に把握し、適切な予防保全の改修を行います。

(3) 維持管理・更新等費用の平準化

本市の多くの施設が、整備後 30 年を経過し、老朽化が進んでおり、今後、同時期に改修や建て替えが集中することが懸念されます。各施設の老朽化の状況を勘案しつつ、改修・建て替え時期の調整を行い、財政負担の平準化を図ります。

1.7 対策の優先順位

(1) 修繕の優先順位

本市では、施設点検に基づく健全度判定（A、B、C、D）を実施し、緊急性の高いものについては、優先的に取り組めます。また、緊急性の高くないものについては、修繕の目標を立て、計画的に実施することによって、予防保全に活かしていきます。

(2) 更新の優先順位

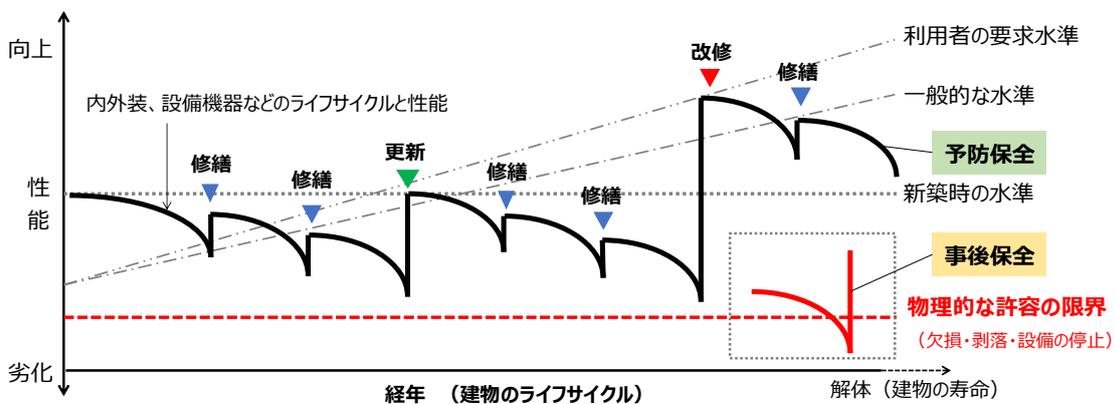
建物の部位や設備には、それぞれの耐用年数に基づく一定の更新サイクルが存在します。更新の優先順位は、この更新サイクルが一つの目安となります。

予防保全型の維持管理を導入することによって、単独の建物のみならず複数の建物の部位や設備をまとめて更新するなど更新の優先順位を費用対効果の観点から計画的に高めることも可能となります。

(3) 改修の優先順位

改修の優先順位は、施設の総合評価を踏まえた意思決定により定めます。

図表 1.5 施設の劣化と修繕等の関係



凡例

事後保全	建物の物理的な限界により、外壁の剥落や設備の停止など不具合等が顕在化してから対策を講じることをいいます。
予防保全	建物の部位や設備に不具合や故障が発生する前に、部品等を修繕あるいは交換し、機能及び性能を維持する保全の取り組みをいいます。
修繕 ▼	建物の全体または部分の機能及び性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいいます。
更新 ▼	対象となる建物の全体または部分の機能及び性能を、初期と同等のものに取り換えることをいいます。
改修 ▼	物理的劣化や社会的劣化（陳腐化）したものについて、初期の水準を超える機能及び性能を有する新しいものに取り換えることにより、対象となる建物の長寿命化を図ることをいいます。

第2章 施設評価等

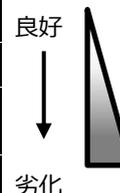
2.1 施設点検に基づく健全度判定

建物の「屋根・屋上」「外壁」「内部仕上げ」については、職員による目視調査を行い、健全度の状況をA、B、C、Dの4段階で判定し、健全度を点数化します。また、「電気設備」「機械設備」については、目視による評価が困難なことから、設置（更新）年からの経年による健全度の状況をA、B、C、Dの4段階で判定し、健全度を点数化します。

図表 2.1 評価基準

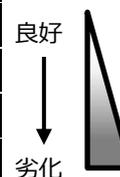
① 目視による評価（屋根・屋上、外壁、内部仕上げ）

評価	基準	配点
A	おおむね良好	100点
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	75点
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	40点
D	早急に対応する必要がある	10点



② 経年による評価（受変電設備、空調設備、昇降機設備）

評価	基準	配点
A	経過年数が10年未満	100点
B	経過年数が10年以上20年未満	75点
C	経過年数が20年以上30年未満	40点
D	経過年数が30年以上	10点



劣化による建物全体への影響度合いなどを考慮して、部位ごとに重要度係数を設定し、これらの評価点、重要度係数を用いて、施設の健全度の点数を算出します。

$$\text{健全度の点数} = \frac{\text{評価点} : \sum (\text{部位のA} \sim \text{D評価による配点} \times \text{重要度係数})}{375 \text{点}} \times 100$$

※重要度係数

- ・屋根・屋上、外壁：1.0
- ・内部仕上げ：0.25
- ・受変電設備、空調設備、昇降機設備：0.5

※各部位については該当するものが無ければ、分母の375点から減点して計算する。

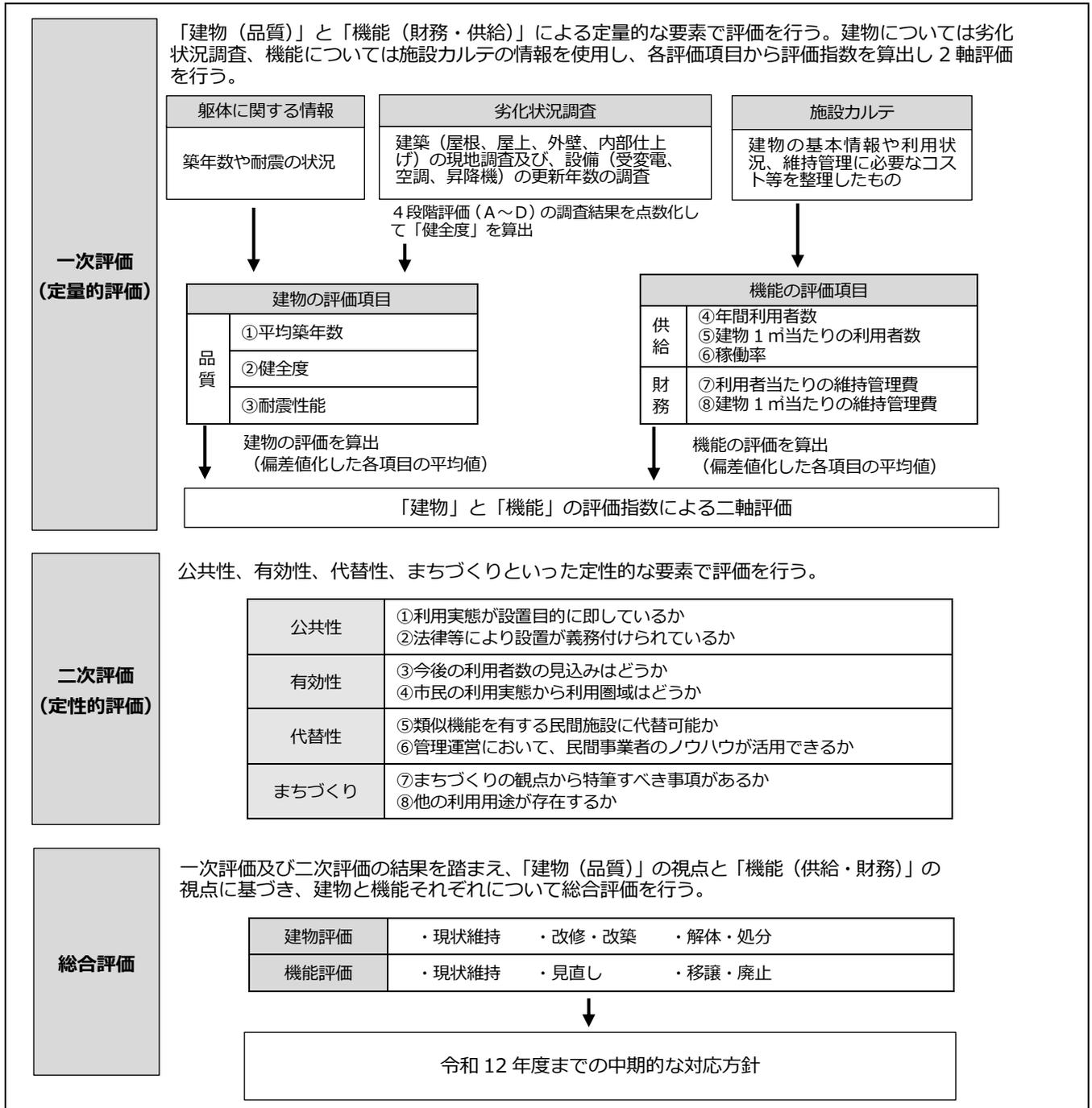
※複数棟がある施設の評価点

各棟の評価が異なる場合があるため、各棟で「棟の評価点×棟の延床面積」を算出し、その合計を「各棟の延床面積の合計」で割算した数値を使用している。

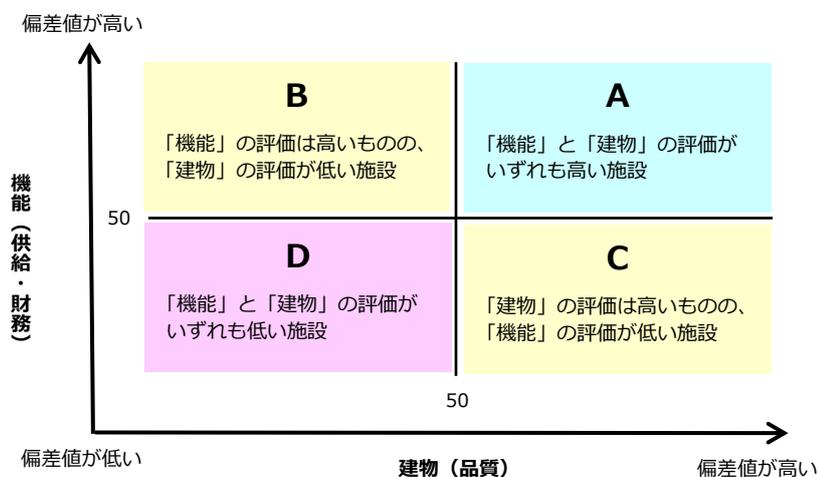
2.2 施設評価

施設評価は、「一次評価（定量的な評価）」、「二次評価（定性的な評価）」及び「総合評価」で実施します。総合評価では、施設の長寿命化や集約化、複合化など様々な有効活用策をうまく組み合わせながら今後の取組を定めます。

図表 2.2 施設評価フロー



図表 2.3 一次評価（二軸評価）のイメージ



図表 2.4 総合評価の内容

評価項目	評価結果	今後の対応方針等
機能評価	・現状維持	施設が有する機能を現状のまま維持する。
	・見直し	利用状況やコスト状況等を考慮し、他機能の複合化や機能の集約化、用途変更、又は施設のサービス向上やコスト改善などを行う。 ・複合化：施設が異なる複数のサービス機能を一つの建物に統合・並置する。 ・集約化：複数の施設にまたがる同様のサービス機能群に対し、個々の機能を細分化し、再構成したうえで一つの建物等にまとめる。 ・用途変更：既存施設の全体あるいは一部を他の用途へ変更し、有効活用を図る。 ・その他：施設の利用者数、稼働率等のサービス向上及びコスト改善などを検討する。
	・移譲・廃止	利用状況、コスト状況等を考慮し、機能を廃止する。 ※サービス機能を民間や地域に移譲、譲渡する場合を含む。
建物評価	・現状維持	施設を現状のまま維持する。 ※部分的な修繕を含む
	・改修・改築	施設を維持するための改修や改築（建替え）を行う。 また、施設の長寿命化の検討・改修を行う。
	・解体・処分	機能の評価や老朽化状況等を勘案して、解体・処分を行う ・施設を解体 ・施設を民間へ譲渡（売却）又は賃貸 ・施設を地域へ移譲

第3章 個別施設計画

3.1 総合評価の結果

全体 総合評価結果

総合評価		建物の評価結果					機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	現状維持 解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	121	33	－	－	1	155
	見直し	9	4	17	1	14	45
	移譲・廃止	8	－	21	－	－	29
	現状維持 見直し	－	－	－	1	－	1
	移譲・廃止 見直し	1	－	－	－	2	3
建物の評価の合計		139	37	38	2	17	233

(1) 行政系施設

庁舎等 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	－	－	－	1
	見直し	1	1	2	－	4
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		2	1	2	0	5

消防施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	20	12	－	1	33
	見直し	－	1	－	4	5
	移譲・廃止	－	－	3	－	3
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	2	2
建物の評価の合計		20	13	3	7	43

その他行政系施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	－	－	－	1
	見直し	－	－	－	－	0
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		1	0	0	0	1

(2) 市民文化系施設

集会施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	55	15	—	—	70
	見直し	4	—	6	10	20
	移譲・廃止	—	—	2	—	2
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		59	15	8	10	92

文化施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	2	1	—	—	3
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		2	1	0	0	3

(3) 社会教育系施設

公民館 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	現状維持 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	4	3	—	—	7
	見直し	2	—	2	—	4
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	現状維持 見直し	—	—	—	1	1
建物の評価の合計		6	3	2	1	12

図書館 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	—	—	—	1
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		1	0	0	0	1

その他社会教育施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	現状維持 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	—	2	—	—	2
	見直し	—	—	—	1	1
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	現状維持 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		0	2	0	1	3

(4) 保健・福祉施設

障がい福祉施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	－	－	－	－	0
	見直し	－	－	1	－	1
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		0	0	1	0	1

高齢福祉施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	－	－	－	1
	見直し	－	2	－	－	2
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		1	2	0	0	3

その他福祉施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	－	－	－	1
	見直し	1	－	1	－	2
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		2	0	1	0	3

(5) 子育て支援施設

幼稚園・保育所施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	－	－	－	－	0
	見直し	－	－	4	－	4
	移譲・廃止	－	－	1	－	1
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		0	0	5	0	5

幼児・児童施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	－	－	－	1
	見直し	－	－	－	－	0
	移譲・廃止	－	－	－	－	0
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		1	0	0	0	1

(6) 産業系施設

産業系施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	4	－	－	－	4
	見直し	－	－	－	－	0
	移譲・廃止	－	－	3	－	3
	移譲・廃止 見直し	－	－	－	－	0
建物の評価の合計		4	0	3	0	7

(7) 体育系施設

体育系施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	7	—	—	—	7
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		7	0	0	0	7

(8) 観光系施設

観光系施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	2	—	—	—	2
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		2	0	0	0	2

(9) 学校教育系施設

その他教育施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	1	—	—	—	1
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		1	0	0	0	1

(10) その他

その他施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	17	—	—	—	17
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		17	0	0	0	17

休止・廃止施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	—	—	—	—	0
	見直し	1	—	1	—	2
	移譲・廃止	8	—	12	—	20
	移譲・廃止 見直し	1	—	—	—	1
建物の評価の合計		10	0	13	0	23

(11) モーターボート競走事業施設

モーターボート競走事業施設 総合評価

総合評価		建物の評価結果				機能評価の 合計
		現状維持	改修・改築	解体・処分	改修・改築 解体・処分	
機能の評価結果	現状維持	3	—	—	—	3
	見直し	—	—	—	—	0
	移譲・廃止	—	—	—	—	0
	移譲・廃止 見直し	—	—	—	—	0
建物の評価の合計		3	0	0	0	3

3.2 個別施設計画

総合評価の結果を踏まえ、各施設の個別施設計画については次のように取りまとめました。

■庁舎等の個別施設計画の例

総合管理計画の基本方針		①市役所本庁舎については、市民サービスの拠点施設であるとともに、災害発生時における拠点施設でもあることから、現行施設が平成35年度に耐用年数である築60年目を迎えることを見据え、今後10年以内の更新に向けた検討を行うこととします。 また、施設の利便性向上等の観点から、水道会館や共済会館などのその他庁舎については、本庁舎の更新に合わせた施設の集約について検討を行うこととします。 ②板東連絡所については、連絡所業務の外部委託を進めつつ、施設用途の廃止に向けた検討を行うこととします。														
NO.	施設名	総合評価		年度別スケジュール												
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12			
1	板東連絡所	機能	見直し	対策	あり方について検討											
				方針	利用状況の把握に努めるとともに、関係機関と協議の上、施設用途の廃止に向けた検討を進めます。											
		建物	解体・処分	対策	解体											
				方針	耐震性能を有していないことから、施設用途が廃止された時点で解体について検討します。											
2	立岩倉庫	機能	見直し	対策			集約化									
				方針	新庁舎建設にあわせ、集約化を検討します。											
		建物	解体・処分	対策			解体									
				方針	耐震性能を有していないことから、施設用途が廃止された時点で解体について検討します。											
3	旧教育委員会棟	機能	現状維持	対策												
				方針	機能に過不足はないため、現状を維持します。											
		建物	現状維持	対策												
				方針	適正な維持管理に努めます。											
4	うずしお会館	機能	見直し	対策			用途変更									
				方針	新庁舎建設にあわせ、用途変更を行います。											
		建物	改修・改築	対策				長寿命化								
				方針	計画期間内に築後40年を経過するため、改修工事を実施するとともに、適正な維持管理に努めます。											
5	分庁舎	機能	見直し	対策			用途変更									
				方針	新庁舎建設にあわせ、用途変更を行います。											
		建物	現状維持	対策												
				方針	適正な維持管理に努めます。											

第4章 更新等費用の試算

4.1 更新等費用試算の概要

本計画の対象施設について、総合評価の結果を踏まえ、対策の効果について長期的な費用的な比較を行うために、総合管理計画の計画期間と同様の40年間の更新等費用の試算を行いました。

更新等費用の試算には、一般財団法人建築保全センター刊行の「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト」(監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部)に附属しているLCC計算プログラムを使用しました。

この更新等費用の試算については、一定条件に基づく推計値であり、今後の予算に直接結びつくものではありませんが、国庫補助金等や有利な地方債を活用するなどし、市の財政負担の軽減に努めていくものとします。

4.2 更新等費用試算の結果

既存の施設保有総量を削減することなく、従前の「事後保全型」の維持管理や建て替えを中心とした老朽化対策を実施した場合(対策前)と、個別施設の方向性を踏まえた施設総量の最適化を図るとともに、「予防保全型」の長寿命化対策を実施した場合(対策後)における計画期間における更新等費用の試算の結果、対策前の総費用が約793億円、対策後の総費用が約475億円となり、本計画に掲げる取り組みを推進することで、約318億円の縮減効果を確認できました。

図表 4.1 長寿命化等対策の効果

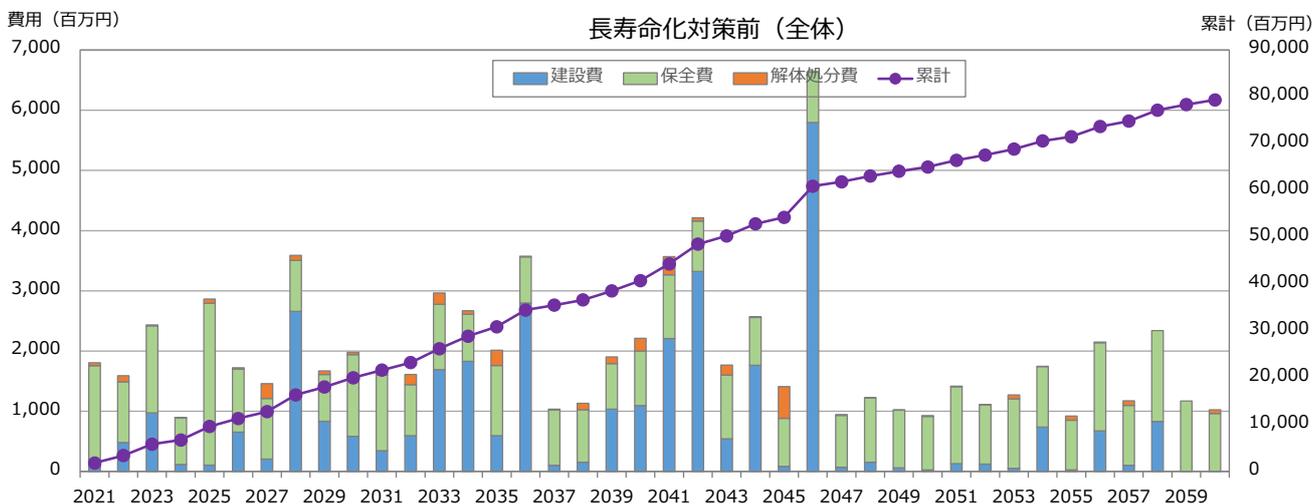
(単位：百万円)

区分	対策前 ①	対策後 ②	削減効果 (①-②)
総計	79,365	47,551	31,814
建設費	33,649	6,300	27,349
保全費	42,459	39,135	3,324
解体処分費	3,256	2,116	1,140

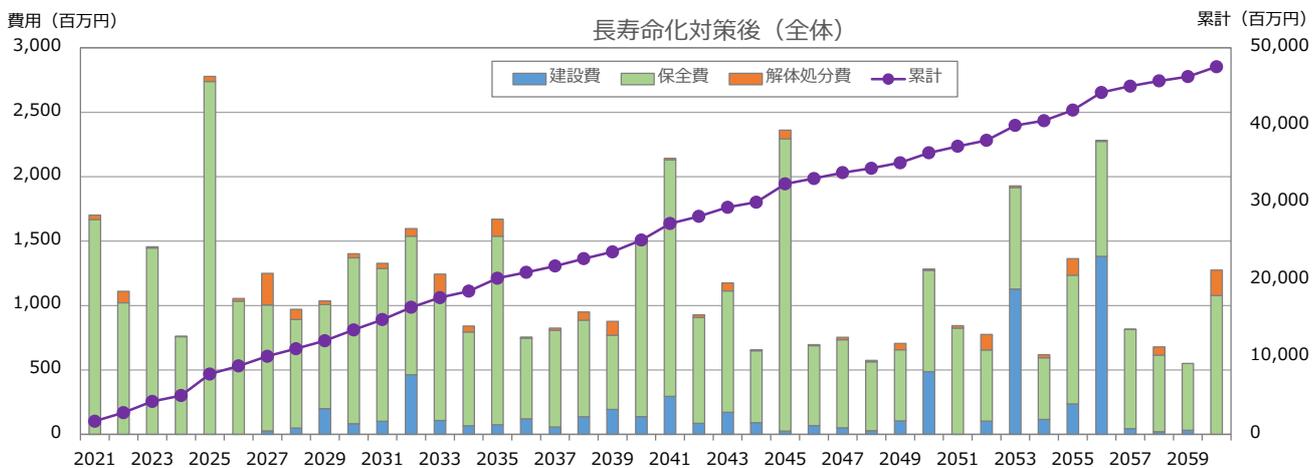
※四捨五入の関係で建設費、保全費、解体処分費の計が総計と一致しない場合があります。

図表4. LCC 試算結果

【対策前】



【対策後】

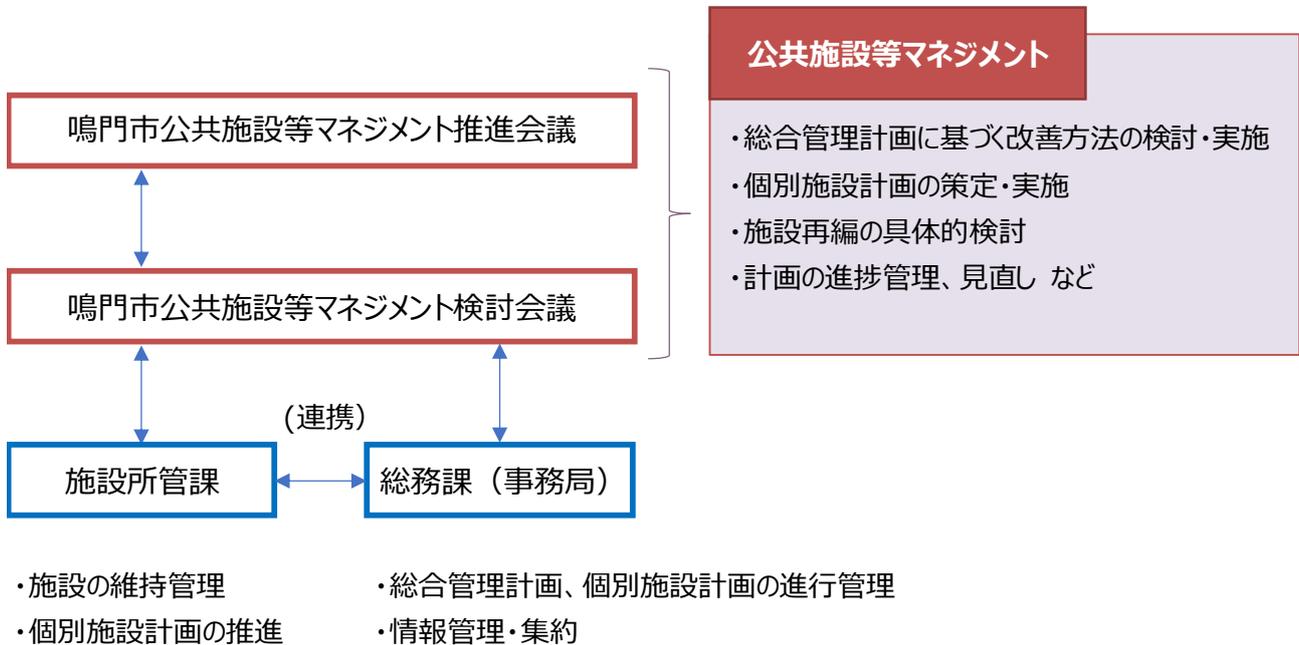


第5章 個別施設計画の推進に向けて

今後、総合管理計画の公共施設等の総合的な管理に関する方針や本計画で定める個別施設の方向性を踏まえて、施設ごとに具体的な取り組みを実施しますが、その実施にあたっては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な合意形成を図りながら進めます。

また、本計画に記載している取り組みについては、各公共施設の所管課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や複合化等、施設の再編などによる市民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、公共施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みについては、全庁的な推進体制である公共施設等マネジメント推進会議で協議の上、推進します。

図表 5.1 全庁的な推進体制イメージ





鳴門市公共施設個別施設計画

令和3年3月策定
鳴門市役所 企画総務部 総務課

〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

電話：088-684-1125 FAX：088-684-1336